

目論見書補完書面(外国投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

下記の事項は、ジャナス・セレクション ジャナス・トゥエンティ・ファンド クラスA(米ドル)受益証券(以下「ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

外貨建て投資信託の申込み、買戻し等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当行が決定した為替レートによるものとします。

重要事項のご確認

- ・ 投資信託は、預金ではありません。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。
- ・ 投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。

ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部(前受金)を預金決済口座から引き落としてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ①法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ②金融商品仲介業務
- ③デリバティブ業務
- ④保護預り業務
- ⑤社債等の振替業務

ファンドの販売会社の概要

商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号
本社所在地	〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
認定投資者保護団体	加入している認定投資者保護団体はありません。
資本金	512,204,560,638 円(2011年3月31日現在)
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日
連絡先	フリーダイヤル 0120-456-860(受付時間:24時間 365日) または、お取引のある本支店(営業日・営業時間は店舗によって異なります)にご連絡ください。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当行は特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」または「全国銀行協会相談室」を利用することにより、金融商品取引関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

- 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13
フリーダイヤル 0120-64-5005
・受付時間:月～金曜(祝日および年末年始を除く)午前9時～午後5時

- 一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室
〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
一般電話から 0570-017109
携帯電話・PHSから 03-5252-3772
受付時間:月～金曜(祝日および銀行休業日を除く)午前9時～午後5時

ご 留 意 事 項

下記の事項は、ジャナス・セレクション ジャナス・トゥエンティ・ファンド クラスA(米ドル)受益証券(以下「ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券の値動き、為替相場、金利水準の変化等の影響により変動しますので、投資元本を割り込むことがあります。

記

■ファンドに係るリスクについて

ファンドは、アンダーライニング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドへの投資を通じて様々な証券に投資するため、1口当たりの純資産価格が変動し、取得時の価格を下回る(すなわち、投資元本を割り込む)場合もあります。従って、ファンドへの投資は、下記のようなリスクが伴います。リスクの詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

当ファンド(ジャナス・セレクション)に関する主なリスク

●投資リスク

当ファンド又はアンダーライニング・ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。異なる国の企業及び政府により発行された異なる通貨建ての証券への投資には一定のリスクがあり、受益証券の価格の下落という結果につながる場合があります。

アンダーライニング・ファンドに関する主なリスク

●為替リスクおよびヘッジング

アンダーライニング・ファンドが特定のクラスの通貨単位以外の証券または通貨を保有する場合には、当該クラスの価値は、当該クラスの表示通貨に対する現地通貨の価値の影響を受けることがあります。また、アンダーライニング・ファンドは米ドル/ユーロに対する為替エクスポージャーを排除するために為替リスクのヘッジを行うことがありますが、全ての場合において当該手段が有効であるとは限りません。

●投資の集中に関するリスク

アンダーライニング・ファンドの中には、他のファンドと比べて分散性に欠けるものがあります。アンダーライニング・ファンドの投資が集中することにより、ある特定の投資の価値が下落した場合、またはその他の悪影響を受けた場合に、相対的に大きな損害を被る可能性が高まります。

■お申込単位

5,000 米ドル以上 100 米ドル単位

■ファンドに係る手数料等について

◆ 申込手数料

お申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)にそれぞれ以下の料率を乗じたお申込手数料が発生します。例えば、10,000米ドルの金額指定でご購入いただく場合、お申込金額である10,000米ドルのほかにお申込手数料として315米ドル(税込)をお支払いいただくことになり、合計では10,315米ドルをお支払いいただくこととなります。

10万米ドル未満 3.15%(税抜3.0%)
10万米ドル以上50万米ドル未満 2.10%(税抜2.0%)
50万米ドル以上 1.05%(税抜1.0%)

※ 左記の申込手数料は、ジャンス・セレクションの各サブファンドの申込金額ごとに計算されます。

※ 当行ではスイッチングのお取扱いはございません。

◆ 管理報酬等

以下の年率を上限として、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、日本における販売会社、販売取扱会社および代行協会員に対する管理報酬等を、ファンドの純資産総額から間接的にご負担頂きます。

	クラスA受益証券
ジャンス・トゥエンティ・ファンド(愛称:ノアの箱舟 厳選型)	年率2.05%

※上記のほか、管理事務代行および保管受託業務の報酬、並びにその他の費用として、各クラス受益証券の純資産総額に対して年率0.25%(上限)がかかる場合があります。その他の費用には、ブローカー費用および銀行費用、監査人および弁護士費用、年次報告書・半期報告書・目論見書・申請書類およびその他マーケティング資料の印刷費用および配布費用等が含まれます。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

※また、アンダーライニング・ファンドにかかる、保管受託銀行および管理事務代行会社の報酬またはアンダーライニング・ファンドの設立、運用について発生したその他の費用として、アンダーライニング・ファンドの各クラス受益証券のそれぞれの純資産総額の0.25%(上限)がかかる場合があります。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

※上記手数料、報酬および費用等は、それぞれ算出方法が異なるため、これらを合計した料率もしくは上限等を表示することができません。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

以上

【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「ジャンス・セレクション ジャンス・トゥエンティ・ファンド クラス A(米ドル) 受益証券」(以下「ファンド」といいます。)は、アンダーライニング・ファンドであるジャンス・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドへの投資を通じて様々な証券に投資するため、1 口当たりの純資産価格が変動し、取得時の価格を下回る(すなわち、投資元本を割り込む)場合もあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドは、買戻代金の支払に申込日から8 取扱日かかることにご留意ください。